

「仕事と生活の調和」取組状況チェック表

企業名:

記入者職氏名:

審査担当者:

1 基礎項目

※「いいえ」にチェックがある場合、認証を受けることができません。

Q1 育児休業制度(法定どおり又はそれ以上)を就業規則等に規定していますか。

はい

いいえ

就業規則 第 条 項
育児・介護休業等に関する規則 第 条 項

※就業規則または育児・介護休業等に関する規則については、制度をより詳細に定めている規則の条項を記載してください。以下同じ。

育児・介護休業法では、労働者は子が1歳に達するまでの間、1人の子につき1回の育児休業を取得することができます。さらに、両親ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2ヶ月に達するまでの間に、1年間まで育児休業を取得することができます。

子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の事情がある場合は、子が1歳6か月に達するまでの間、1人の子につき1回の育児休業を取得することができます。

子が1歳6か月を超えても休業が必要と認められる一定の事情がある場合は、子が2歳に達するまでの間、1人の子につき1回の育児休業を取得することができます。

専業主婦(夫)除外規定を廃止し、全ての父親が必要に応じ育児休業を取得することができます。

Q2 3歳未満の子を養育する労働者が利用できる、所定外労働時間の免除の措置を就業規則等に規定していますか。(法定)

はい

いいえ

就業規則 第 条 項
育児・介護休業等に関する規則 第 条 項

育児・介護休業法では、3歳に満たない子を養育する労働者から請求があった場合、事業主は、その労働者を、所定労働時間を超えて労働させてはならないことが義務づけられています。

Q3 3歳未満の子を養育する従業員について、従業員が希望すれば利用できる短時間勤務制度を就業規則等に規定していますか。

ただし、業務の性質又は業務の実施体制に照らして、短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる業務に従事する従業員を労使協定により適用除外とした場合は、その代替措置を就業規則等に規定している場合も含む。(法定)

はい

いいえ

就業規則 第 条 項
育児・介護休業等に関する規則 第 条 項

育児・介護休業法では、短時間勤務制度は1日の所定労働時間を原則として6時とする措置を含むものとしなければなりません。

代替措置としては、①育児休業に関する制度に準ずる措置②フレックスタイム制度③始業・終業時間の繰り上げ・繰り下げ④従業員の3歳に満たない子に係る保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与を1つ以上講じなければならないとしています。

Q4 子の看護休暇(法定どおり又はそれ以上)を就業規則等に規定していますか。

はい

いいえ

就業規則 第 条 項
育児・介護休業等に関する規則 第 条 項

育児・介護休業法では、小学校就学前の子を養育する労働者は、1年間に5日(小学校就学前の子が2人以上であれば年10日)まで、病気・けがをした子の看護のために(子の予防接種や健康診断を含む)、休暇を半日単位で取得することができます。

「仕事と生活の調和」取組状況チェック表

Q5 介護休暇(法定どおり又はそれ以上)を就業規則等に規定していますか。

はい

いいえ

就業規則 第 条 項
育児・介護休業等に関する規則 第 条 項

育児・介護休業法では、要介護状態にある対象家族の介護等のため、1年に5日(対象家族が2人以上であれば年10日)まで介護休暇を半日単位で取得することができますとしています。

Q6 介護休業制度(法定どおり又はそれ以上)を就業規則等に規定していますか。

はい

いいえ

就業規則 第 条 項
育児・介護休業等に関する規則 第 条 項

育児・介護休業法では、労働者は、要介護状態にある対象家族1人につき、通算93日まで、3回を上限として介護休業を分割して取得することができますとしています。

Q7 家族の介護を行う従業員が利用できる、短時間勤務等の措置を就業規則等に規定していますか。(法定)

はい

いいえ

就業規則 第 条 項
育児・介護休業等に関する規則 第 条 項

育児・介護休業法では、要介護状態にある対象家族を介護する労働者から請求があった場合、①短時間勤務制度 ②フレックスタイム制度 ③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ ④介護サービス費用を補助する制度 その他これに準ずる便宜供与の実施が義務付けられています。(対象家族1人につき介護休業とは別に、利用開始から3年以上の間で2回以上)

Q8 家族の介護を行う従業員が利用できる、所定外労働時間の免除の措置を就業規則等に規定していますか。(法定)

はい

いいえ

就業規則 第 条 項
育児・介護休業等に関する規則 第 条 項

育児・介護休業法では、要介護状態にある家族を介護する労働者から請求があった場合、事業主は、その労働者を、所定労働時間を超えて労働させてはならないことが義務づけられています。

Q9 育児休業等に関するハラスメントの防止措置を就業規則等に規定していますか。(法定)

はい

いいえ

(就業規則に定めている場合)

就業規則 第 条 項
育児・介護休業等に関する規則 第 条 項

育児・介護休業法では、事業主は、妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等(いわゆるマタハラ・パタハラなど)を防止する措置を講じることが義務づけられています。